

# 高知県森林組合連合会の概要

## 1 森林組合連合会とは

森林組合連合会は、森林組合法に基づき設立された協同組合です。高知県森林組合連合会は、県内にあるすべての森林組合の23正会員と3准会員で組織されている法人です。

## 2 森林組合及び系統組織とは

森林組合は、森林組合法に基づいて設立された協同組合で、森林所有者が互いに共同して林業を発展させ、組合員の経済的社会的地位の向上と森林を守り育てて、国民経済の発展に貢献することを目的としています。

森林組合は、地域の森林所有者が組合員となって、組合員の出資により設立され、組合員が選出した役員が総(代)会の決定に基づいて運営を行っています。

森林組合の系統組織は、市町村・郡段階の森林組合、都道府県段階の都道府県森林組合連合会、全国段階の全国森林組合連合会で構成されています。

都道府県森林組合連合会は、都道府県ごとに森林組合が会員となって、会員の出資により設立され、会員の選出した役員が総会の決定に基づいて運営に当たっています。

全国森林組合連合会は、46都道府県県森連と大阪府森林組合を会員として設立され、同様に運営されています。



高知県森連会館



津野町森林組合朝見谷ストックヤード



香美森林組合繁森ストックヤード



## J Forest 森林組合綱領

— 私たち森林組合のめざすもの —

私たち森林組合は、地域の森林管理主体として、地域の森林を協同の力で育て守り続け、森林環境保全と林業発展を通じて、地球温暖化防止へ貢献するとともに、水源の保全、国土の安全、健全な森林環境と良質の木材を国民へ提供しながら、健康で安心、豊かな住生活を支えていくことを使命とします。

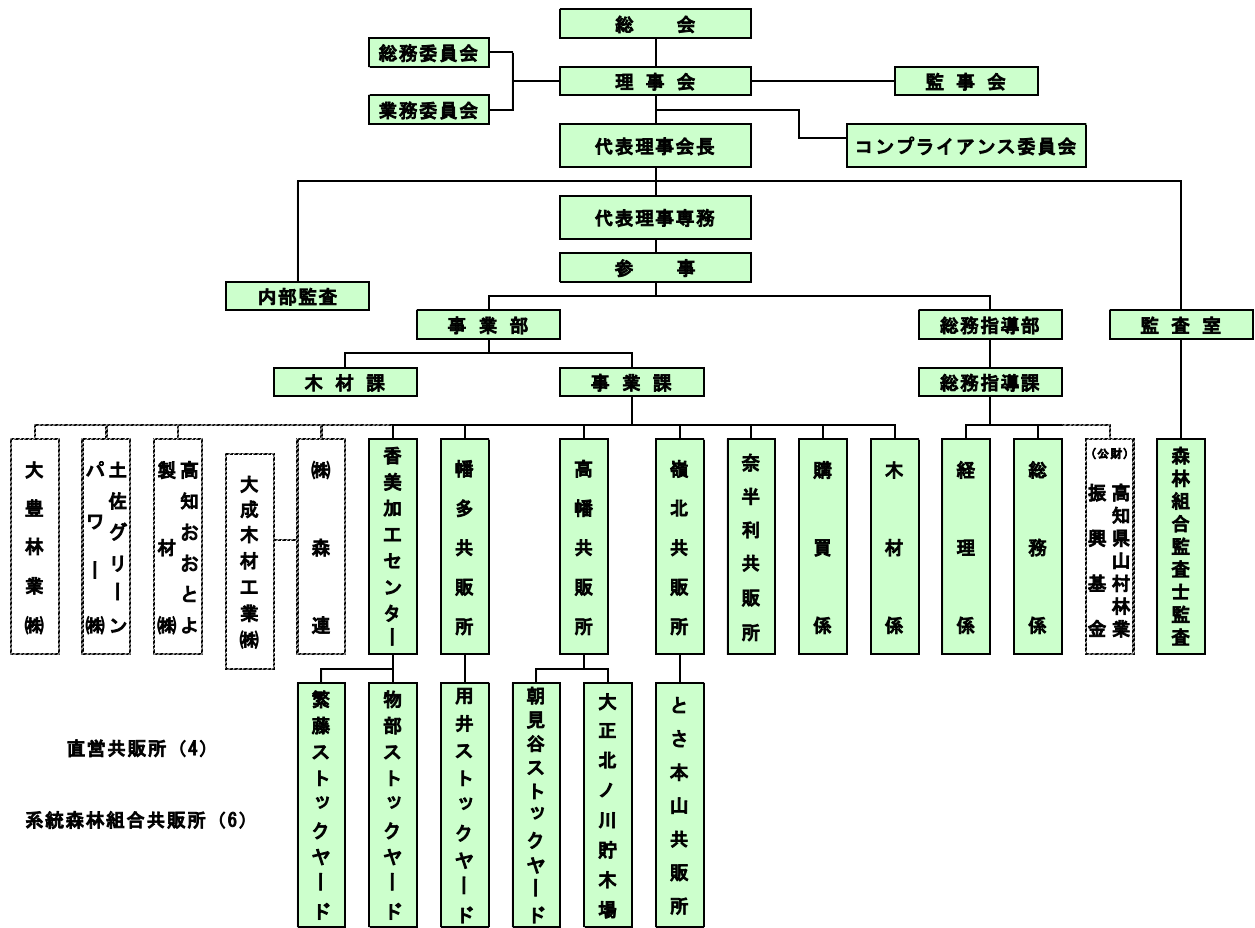
私たち森林組合の組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主・自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、平和とより民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たち森林組合の組合員・役職員は、次のことを宣誓し、責任を持って行動します。

- 一、森林の恵みに感謝し、地球環境保全のため、豊かな森林を未来に引き継ごう。
- 一、森林を守り育て、林業と山村を活性化しよう。
- 一、JForest森林組合への積極的な参加によって、協同の力を発揮しよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、開かれた組合経営を目指そう。
- 一、協同の理念と誇りある仕事を通じて、共に生きがい追求しよう。



### 3 高知県森林組合連合会の組織



(注1)      は職員・所員の出向先を示している。(兼務職員を除く)

### 4 高知県森林組合連合会の概要

令和2年3月31日 現在

|       |  |
|-------|--|
| 設 立   | 昭和16年11月10日  |
| 出 資 金 | 7億297万円  |
| 会 員   | 正会員23 准会員3   |
| 役 員   | 理事8名 監事3名  |
| 職 員   | 42名 (男性36 女性6)   |
| 所 在 地 | 〒783-0055 高知県南国市双葉台7番地1<br>(平成28年6月にCLTを使用した県森連会館が完成し、<br>高知市より南国市に移転) |
| 連 絡 先 | TEL 088-855-7050 FAX 088-855-7051                                      |
| 売 上 高 | 54億8,202万円 (令和元年度実績)   |
| 経常利益  | 1億2,786万円 (令和元年度実績)  |
| 当期剰余金 | 7,258万円 (令和元年度実績)  |

## 5 主な事業内容

令和2年4月1日より、これまでの総務指導部・事業部の2部体制から、組織体制の見直しを図り、総務部・指導部・事業部の3部制へ移行しました。

森林組合系統機関は、本会も含め、事業活動を活発化し地域経済の振興に寄与しなければなりません。そのため、地域や森林所有者にとってなくてはならない信頼される開かれた組織として、経営基盤の強化や組織体制の整備をさらに進めるため、中期経営計画を樹立し、進捗管理を確実にしながら、「健全な森づくり」「木材増産と体制づくり」「組織と人づくり」に会員とともに取り組んでまいります。

本会が行う主な事業内容につきましては、次のとおりであります。

### (1) 総務部

- ①金融事業                      ②会館事業                      ③総務全般

### (2) 指導部

- ①森林組合への指導事業                      ②森林組合監査士による監査事業
- ③アウトソーシング等各種受託事業                      ④各種団体受託管理業務

### (3) 事業部

- ①販売事業と木材需要拡大の推進                      ②木質バイオマス燃料への供給
- ③林産事業                      ④杭加工事業                      ⑤緑の雇用関連事業
- ⑥森林保険事務等委託事業                      ⑦購買事業                      ⑧その他事業

